

## 「経営者保証に関するガイドライン研究会」の設置について

### 1. 設置の目的

中小企業・小規模事業者（以下「中小企業」という。）の経営者による個人保証には、資金調達の円滑化に寄与する面がある一方、経営者による思い切った事業展開や、保証後において経営が窮境に陥った場合における早期の事業再生を阻害する要因となっている等、中小企業の活力を阻害する面もあり、個人保証の契約時及び履行時等において様々な課題が存在する。

このため、本年1月に、中小企業庁及び金融庁共催で「中小企業における個人保証等の在り方研究会」を設置し、検討。同研究会において、課題の解決策の方向性ととともに、「中小企業における個人保証等の在り方に関する公的な枠組みとして、個人保証契約時・履行時等の課題への対応策について、課題の解決策の方向性を具体化したガイドラインが、行政当局の関与の下で、中小企業金融の関係者により策定されることが適当である」旨の報告書が取りまとめられた。

また、日本再興戦略（6月14日閣議決定）においても、当該ガイドラインを本年のできるだけ早期に策定することとされている。

以上を踏まえ、経営者保証に関するガイドラインを策定することを目的に本研究会を設置する。

### 2. 委員等

- (1) 委員（オブザーバーを含む）構成および委員は 資料2のとおり。
- (2) 事務局は、日本商工会議所および全国銀行協会の共同事務局とする。

### 3. 次回以降の日程

9月中 第2回研究会  
・ガイドライン素案の検討

10月中 第3回研究会  
・ガイドライン案の検討

以 上